

## ○民生委員法施行令（抜粋）

(昭和二十三年八月十日)

(政令第二百二十六号)

民生委員法施行令をここに公布する。

## 民生委員法施行令

内閣は、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）の規定に基き、ここに民生委員法施行令を制定する。

第一条 民生委員推薦会の委員長の任期は、民生委員推薦会においてこれを定める。

2 民生委員推薦会の委員の任期は、三年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が左の各号の一に該当する場合においては、任期中であつても、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、これを解嘱することができる。

- 一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 二 委員たるにふさわしくない非行のあつた場合

4 委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、前項の規定に従い解嘱せられるものとする。

（昭二八政一四五・一部改正）

第二条 民生委員推薦会の委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ民生委員推薦会の指定する委員が、その職務を代理する。

第三条 民生委員推薦会の委員長は、民生委員推薦会を招集し、その議長となる。

第四条 民生委員推薦会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

第五条 民生委員推薦会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは、議長がこれを決する。

第六条 民生委員推薦会に幹事及び書記を置き、市町村長がこれを命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、委員長の命を受けて庶務を整理し、書記は、委員長及び幹事の指揮を受けて庶務に従事する。

（平二五政一八三・一部改正）

第七条 前各条で定めるものの外、民生委員推薦会の委員の定数その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、市町村長がこれを定める。

（以下略）